

熊本県公報

第 1 1 5 9 9 号
平成 19 年 9 月 12 日 (水)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

告 示

- 平成 19 年度熊本県農業農村整備事業情報システム開発業務……………(農村計画・技術管理課) 1
- 指定居宅介護支援事業所の指定……………(高齢者支援総室) 2
- 指定居宅サービス事業所の変更の届出……………(") 2
- 指定居宅介護支援事業所の変更の届出……………(") 4
- 指定介護予防サービス事業所の変更の届出……………(") 5
- 指定居宅サービス事業所の指定……………(") 7
- 指定介護予防サービス事業所の指定……………(") 7
- 保安林の指定施業要件の変更に関する予定……………(森林保全課) 8
- "……………(") 8
- "……………(") 8

公 告

- 平成 19 年度熊本県農業農村整備事業情報システム開発業務……………(農村計画・技術管理課) 9
- 宇土都市計画用途地域(宇土市)の変更……………(都市計画課) 11
- ネットワーク監視用サーバ等の調達……………(情報企画課) 11
- 城南町中央土地区画整理事業の事業計画の変更認可……………(都市計画課) 13
- 登 載 依 頼
- 公立大学法人熊本県立大学の平成 18 事業年度財務諸表……………(私学文書課) 14
- 小型機船底びき網漁業(手繰第 1 種手繰網漁業)の適正操業に係る委員会指示……………(天草不知火海区漁業調整委員会) 30

告 示

熊本県告示第 755 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成 7 年政令第 372 号)の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

平成 19 年 9 月 12 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 調達する特定役務の名称
熊本県農業農村整備事業情報システム開発業務委託
- 2 入札参加資格
物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成 18 年熊本県告示第 521 号。以下「要綱」という。)による審査のうえ、入札参加資格を有すると決定された者であること。
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3 に掲げるところにより、要綱による審査を受け、入札参加資格を得ること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
 - (1) 申請の方法
2 に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める入札参加資格審査申請書(本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。)に必要書類を添付し、3 の(2)の場所へ持参又は郵送(書留郵便に限る。)により提出すること。
 - (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先
熊本県出納局管理調達課資格審査班(熊本県庁行政棟本館 2 階)
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
電話 096-383-1111 内線 6350 ダイヤルイン 096-333-2581
 - (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間
平成 19 年 9 月 12 日(水)から平成 19 年 10 月 2 日(火)までの日(県の休日を除く。)の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。
ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資

- 格審査が入札に間に合わないことがある。
- (4) 資格審査結果の通知
資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
- (5) 入札参加資格の有効期間
入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から平成 20 年 9 月 30 日までとする。
- (6) 有効期間の更新手続
前項の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく入札参加資格審査申請の受付を平成 21 年 7 月 1 日から平成 21 年 7 月 31 日まで行う。

熊本県告示第 756 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 46 条第 1 項の規定により指定居宅介護支援事業所を次のとおり指定した。

平成 19 年 9 月 12 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
若葉園 球磨郡多良木町多良木 1537 番地	株式会社ケアサポート	平成 19 年 9 月 1 日

熊本県告示第 757 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 75 条の規定により、指定居宅サービス事業所の変更の届出があった。

平成 19 年 9 月 12 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【訪問介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	変更事項	変更後の内容
アイリスケアセンター八代 八代市松江町 561 番地 1	事業所の名称	ニチイケアセンター八代
アイリスケアセンター玉名 玉名市滑石 2621 番地 1	事業所の名称	ニチイケアセンター玉名
アイリスケアセンター水俣 水俣市栄町一丁目 6 番 11 号丸大ビル 1 階	事業所の名称	ニチイケアセンター水俣
アイリスケアセンター大矢野 上天草市大矢野町中宇城本 478 番地 26	事業所の名称	ニチイケアセンター大矢野
アイリスケアセンター宇城 宇城市松橋町豊福 1683 番地 1 ハイパー モールメルクス松橋	事業所の名称	ニチイケアセンター宇城
アイリスケアセンター本渡 天草市小松原町 12 番 10 号 Mビル 103 号	事業所の名称	ニチイケアセンター本渡
アイリスケアセンターにしき 球磨郡錦町一武 1641 番地	事業所の名称	ニチイケアセンターにしき
訪問介護ステーション 八代市鼠蔵町 280 番地 1	事業所の名称	訪問介護ステーションゆーぜん
菜の花ヘルパーステーション 八代市麦島西町 12 号 5 番パナハイツ清水 103 号	事業所の住所	八代市末広町 3 番 3 号 シティマン ション 602 号
社会福祉法人煌介護支援センター・おおきな 木 水俣市浜松町 3 番 17 号	事業所の住所	水俣市浜松町二丁目 1 番 38 号
訪問介護ステーションやまと 上益城郡山都町下市 146 番地 1	事業所の住所	上益城郡山都町城平 873 番地
ライフサポートファン東 熊本市榎町 15 番 191 号	事業所の所在地	熊本市榎町 15 番 186 号

訪問介護事業所きずな 熊本市新南部三丁目 7 番 76 号	事業所の所在地	熊本市新南部五丁目 2 番 65 号
シルバーライフサービス 熊本市御領一丁目 3 番 43 号	事業所の名称	御領ケアセンター
ヘルパーステーションヘルツ 熊本市清水亀井町 32 番 10 号	事業所の所在地	熊本市健軍本町 14 番 39 号
アイリスケアセンター山鹿 山鹿市鹿校通 2-2-43	事業所の名称	ニチイケアセンター山鹿
ゆかりの里 熊本市新南部三丁目 7 番 133 号	事業所の名称	ふきのとう
熊本市社会福祉事業団 熊本市花畑町 3 番 1 号	事業所の所在地	熊本市坪井六丁目 9 番 9 号
社会福祉法人煌介護支援センター・なないろ 熊本市水前寺公園 25 番 13 号	事業所の所在地	熊本市水前寺三丁目 31 番 21 号
アイリスケアセンター平成 熊本市平成一丁目 11 番 5 号	事業所の名称	ニチイケアセンター平成
アイリスケアセンターけいとく 熊本市練兵町 74 番	事業所の名称	ニチイケアセンターけいとく
アイリスケアセンター保田窪 熊本市保田窪四丁目 10 番 68 号	事業所の名称	ニチイケアセンター保田窪
アイリスケアセンター健軍 熊本市水前寺六丁目 27 番 20 号	事業所の名称	ニチイケアセンター健軍
アイリスケアセンター楠 熊本市龍田五丁目 10 番 62 号	事業所の名称	ニチイケアセンター楠
ふくし生協 熊本市帯山七丁目 23 番 38 号	事業所の所在地	熊本市長嶺西三丁目 2 番 66 号
玉名市社会福祉協議会玉名 玉名市岩崎 88 番地 4	事業所の名称	玉名市社協ヘルパーステーション
IOB 訪問介護事業所 熊本市水前寺三丁目 44 番 34 号	事業所の所在地	熊本市帯山八丁目 2 番 1 号
クマタクケアセンター 熊本市幸田一丁目 4 番 20 号	事業所の所在地	熊本市船場町下一丁目 31 番地
ヘルパーステーションヴィーヴル 熊本市萩原 17 番 21 号	事業所の所在地	熊本市田迎一丁目 7 番 20 号
さわやかケアセンター 熊本市出水八丁目 29 番 12 号	事業所の所在地	熊本市本山三丁目 3 番 49 号
訪問介護事業所熊本介護サポート 熊本市京町二丁目 12 番 75 号	事業所の所在地	熊本市壺川一丁目 2 番 2 号
くわのみ荘ホームヘルプサービス 熊本市鹿子木町 405 番地	事業所の所在地	熊本市鶴羽田町 350 番地 1
生活サポートひなたのき 菊池郡大津町杉水 3410 番地 74	事業所の所在地	菊池郡大津町大津 1398 番地 3
訪問介護サービス朝日 阿蘇市黒川 209 番地	事業所の所在地	菊池郡大津町大津 1398 番地 3
【訪問入浴介護】		
事業所の名称及び事業所の所在地	変更事項	変更後の内容
天草市社協ヘルパーセンター本渡 熊本県天草市今釜新町 3699 番地	事業所の住所	天草市今釜新町 3668 番地
【通所介護】		

事業所の名称及び事業所の所在地	変更事項	変更後の内容
ゆかりの里 熊本市新南部三丁目 7 番 133 号	事業所の名称	ふきのとう
アイリスケアセンター八代 八代市松江町 561 番地 1	事業所の名称	ニチイケアセンター八代
アイリスケアセンター玉名 玉名市滑石 2621 番地 1	事業所の名称	ニチイケアセンター玉名
アイリスケアセンターにしき 球磨郡錦町一武 1641 番地	事業所の名称	ニチイケアセンターにしき
医療法人社団佐々木内科 天草市牛深町 2065 番地 2	事業所の住所	天草市牛深町 2061 番地 21
アイリスケアセンター保田窪 熊本市保田窪四丁目 10 番 68 号	事業所の名称	ニチイケアセンター保田窪
リハビリ倶楽部 熊本市御領一丁目 3 番 43 号	事業所の名称	御領ケアセンター
NPO サンアンドムーン武蔵ヶ丘サロン 菊池郡菊陽町津久礼 3600 番地 19	事業所の住所	菊池郡菊陽町津久礼 3600 番地 15

【福祉用具貸与】

事業所の名称及び事業所の所在地	変更事項	変更後の内容
鶴原吉井株式会社 熊本市世安町 356 番地	事業所の名称	九州東邦株式会社
アイリスケアセンター熊本 熊本市水前寺六丁目 27 番 20 号 神水恵比須ビル 1F	事業所の名称	ニチイケアセンター熊本
福祉用具貸与事業所アクサ 熊本市下硯川町 1621 番地 1	事業所の名称	アクサ
アイリスケアセンター八代一番 八代市大手町二丁目 7 番 25 号	事業所の名称	ニチイケアセンター八代一番

【特定福祉用具販売】

事業所の名称及び事業所の所在地	変更事項	変更後の内容
鶴原吉井株式会社 熊本市世安町 356 番地	事業所の名称	九州東邦株式会社
アイリスケアセンター熊本 熊本市水前寺六丁目 27 番 20 号 神水恵比須ビル 1F	事業所の名称	ニチイケアセンター熊本
有限会社ひまわりらいふ 合志市須屋 2839 番地 8	事業所の名称	株式会社ひまわりらいふ
アイリスケアセンター八代一番 八代市大手町二丁目 7 番 25 号	事業所の名称	ニチイケアセンター八代一番

熊本県告示第 758 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 82 条の規定により、指定居宅介護支援事業所の変更の届出があった。

平成 19 年 9 月 12 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【居宅介護支援】

事業所の名称及び事業所の所在地	変更事項	変更後の内容
不知火町在宅介護支援センター蕉夢苑 宇城市不知火町長崎 740 番地	事業所の名称	蕉夢苑居宅介護支援センター
くま川居宅介護支援事業所	事業所の住所	八代市麦島西町 12 号 5 番地 103

八代市若草町 1 番 16 号 305		
天草市社協介護サポートセンター本渡 天草市今釜新町 3699 番地	事業所の住所	天草市今釜新町 3668 番地
アイリスケアセンター大矢野 上天草市大矢野町中宇城本 478 番地 26	事業所の名称	ニチイケアセンター大矢野
アイリスケアセンター本渡 天草市小松原町 12 番 10 号	事業所の名称	ニチイケアセンター本渡
NPO 法人正心会居宅介護支援センター 宇城市不知火町長崎 1091 番地 1	事業所の住所	宇城市不知火町松合 121 番地 1

熊本県告示第 759 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 115 条の 5 の規定により、指定介護予防サービス事業所の変更の届出があった。

平成 19 年 9 月 12 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【介護予防訪問介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	変更事項	変更後の内容
アイリスケアセンター八代 八代市松江町 561 番地 1	事業所の名称	ニチイケアセンター八代
アイリスケアセンター玉名 玉名市滑石 2621 番地 1	事業所の名称	ニチイケアセンター玉名
アイリスケアセンター水俣 水俣市栄町一丁目 6 番 11 号丸大ビル 1 階	事業所の名称	ニチイケアセンター水俣
アイリスケアセンター大矢野 上天草市大矢野町中宇城本 478 番地 26	事業所の名称	ニチイケアセンター大矢野
アイリスケアセンター宇城 宇城市松橋町豊福 1683 番地 1 ハイパーモールメルクス松橋	事業所の名称	ニチイケアセンター宇城
アイリスケアセンター本渡 天草市小松原町 12 番 10 号 Mビル 103 号	事業所の名称	ニチイケアセンター本渡
アイリスケアセンターにしき 球磨郡錦町一武 1641 番地	事業所の名称	ニチイケアセンターにしき
訪問介護ステーションユーズン 八代市鼠蔵町 280 番地 1	事業所の名称	訪問介護ステーションゆーぜん
菜の花ヘルパーステーション 熊本県八代市麦島西町 12 号 5 番地パナハイ ツ清水 103 号	事業所の住所	八代市末広町 3 番 3 号 シティマン ション 602 号
社会福祉法人煌介護支援センター・おおきな 木 水俣市浜松町 3 番 17 号	事業所の住所	水俣市浜町二丁目 1 番 38 号
訪問介護ステーションやまと 上益城郡山都町下市 146 番地 1	事業所の住所	上益城郡山都町城平 873 番地
ライフサポートファン東 熊本市榎町 15 番 191 号	事業所の所在地	熊本市榎町 15 番 186 号
訪問介護事業所さぎな 熊本市新南部三丁目 7 番 76 号	事業所の所在地	熊本市新南部五丁目 2 番 65 号
シルバーライフサービス 熊本市御領一丁目 3 番 43 号	事業所の名称	御領ケアセンター
ヘルパーステーションヘルツ 熊本市清水亀井町 32 番 10 号	事業所の所在地	熊本市健軍本町 14 番 39 号

アイリスケアセンター山鹿 山鹿市鹿校通 2-2-43	事業所の名称	ニチイケアセンター山鹿
ゆかりの里 熊本市新南部三丁目 7 番 133 号	事業所の名称	ふきのとう
熊本市社会福祉事業団 熊本市花畑町 3 番 1 号	事業所の所在地	熊本市坪井六丁目 9 番 9 号
社会福祉法人煌介護支援センター・なないろ 熊本市水前寺公園 25 番 13 号	事業所の所在地	熊本市水前寺三丁目 31 番 21 号
アイリスケアセンター平成 熊本市平成一丁目 11 番 5 号	事業所の名称	ニチイケアセンター平成
アイリスケアセンターけいとく 熊本市練兵町 74 番	事業所の名称	ニチイケアセンターけいとく
アイリスケアセンター保田窪 熊本市保田窪四丁目 10 番 68 号	事業所の名称	ニチイケアセンター保田窪
アイリスケアセンター健軍 熊本市水前寺六丁目 27 番 20 号	事業所の名称	ニチイケアセンター健軍
アイリスケアセンター楠 熊本市龍田五丁目 10 番 62 号	事業所の名称	ニチイケアセンター楠
ふくし生協 熊本市帯山七丁目 23 番 38 号	事業所の所在地	熊本市長嶺西三丁目 2 番 66 号
玉名市社会福祉協議会玉名 玉名市岩崎 88 番地 4	事業所の名称	玉名市社協ヘルパーステーション
IOB 訪問介護事業所 熊本市水前寺三丁目 44 番 34 号	事業所の所在地	熊本市帯山八丁目 2 番 1 号
クマタクケアセンター 熊本市幸田一丁目 4 番 20 号	事業所の所在地	熊本県船場町下一丁目 31 番地
ヘルパーステーションヴィーヴル 熊本市萩原 17 番 21 号	事業所の所在地	熊本市田迎一丁目 7 番 20 号
さわやかケアセンター 熊本市出水八丁目 29 番 12 号	事業所の所在地	熊本市本山三丁目 3 番 49 号
訪問介護事業所熊本介護サポート 熊本市京町二丁目 12 番 75 号	事業所の所在地	熊本市壺川一丁目 2 番 2 号
くわのみ荘ホームヘルプサービス 熊本市鹿子木町 405 番地	事業所の所在地	熊本市鶴羽田町 350 番地 1
生活サポートひなたのき 菊池郡大津町杉水 3410 番地 74	事業所の所在地	菊池市下河原 5548 番地
訪問介護サービス朝日 阿蘇市黒川 209 番地	事業所の所在地	菊池郡大津町大津 1398 番地 3

【介護予防訪問入浴介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	変更事項	変更後の内容
天草市社協ヘルパーセンター本渡 熊本県天草市今釜新町 3699 番地	事業所の住所	天草市今釜新町 3668 番地

【介護予防通所介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	変更事項	変更後の内容
ゆかりの里 熊本市新南部三丁目 7 番 133 号	事業所の名称	ふきのとう
アイリスケアセンター八代 熊本県八代市松江町 561 番地 1	事業所の名称	ニチイケアセンター八代
アイリスケアセンター玉名	事業所の名称	ニチイケアセンター玉名

玉名市滑石 2621 番地 1		
アイリスケアセンターにしき 球磨郡錦町一武 1641 番地	事業所の名称	ニチイケアセンターにしき
医療法人社団佐々木内科 天草市牛深町 2065 番地 2	事業所の住所	天草市牛深町 2061 番地 21
アイリスケアセンター保田窪 熊本市保田窪四丁目 10 番 68 号	事業所の名称	ニチイケアセンター保田窪
リハビリ倶楽部 熊本市御領一丁目 3-43	事業所の名称	御領ケアセンター
NPO サンアンドムーン武蔵ヶ丘サロン 菊池郡菊陽町津久礼 3600 番地 19	事業所の住所	菊池郡菊陽町津久礼 3600 番地 15

【介護予防福祉用具貸与】

事業所の名称及び事業所の所在地	変更事項	変更後の内容
鶴原吉井株式会社 熊本市世安町 356 番地	事業所の名称	九州東邦株式会社
アイリスケアセンター熊本 熊本市水前寺六丁目 27 番 20 号 神水恵比須ビル 1F	事業所の名称	ニチイケアセンター熊本
福祉用具貸与事業所アクサ 熊本市下硯川町 1621 番地 1	事業所の名称	アクサ
アイリスケアセンター八代一番 八代市大手町二丁目 7 番 25 号	事業所の名称	ニチイケアセンター八代一番

【特定介護予防福祉用具販売】

事業所の名称及び事業所の所在地	変更事項	変更後の内容
鶴原吉井株式会社 熊本市世安町 356 番地	事業所の名称	九州東邦株式会社
アイリスケアセンター熊本 熊本県熊本市水前寺六丁目 27 番 20 号 神水恵比須ビル 1F	事業所の名称	ニチイケアセンター熊本
有限会社ひまわりらいふ 合志市須屋 2839 番地 8	事業所の名称	株式会社ひまわりらいふ
アイリスケアセンター八代一番 八代市大手町二丁目 7 番 25 号	事業所の名称	ニチイケアセンター八代一番

熊本県告示第 760 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 19 年 9 月 12 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【通所介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
デイサービス六花苑 宇土市三拾町 325 番地 1	株式会社祐里	平成 19 年 9 月 1 日

熊本県告示第 761 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 53 条第 1 項の規定により指定介護予防サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 19 年 9 月 12 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【介護予防通所介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
デイサービス六花苑 宇土市三拾町 325 番地 1	株式会社祐里	平成 19 年 9 月 1 日

熊本県告示第 762 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 29 条の規定により次のように保安林の指定施業要件を変更する旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により告示する。

平成 19 年 9 月 12 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林の所在場所 熊本県人吉市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県球磨地域振興局並びに人吉市役所に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第 763 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 29 条の規定により次のように保安林の指定施業要件を変更する旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により告示する。

平成 19 年 9 月 12 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林の所在場所 熊本県球磨郡五木村（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県球磨地域振興局並びに五木村役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第 764 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 29 条の規定により次のように保安林の指定施業要件を変更する旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により告示する。

平成 19 年 9 月 12 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林の所在場所 熊本県球磨郡五木村（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県球磨地域振興局並びに五木村役場に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

熊本県公告第 749 号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成 19 年 9 月 12 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 競争入札に付する事項

- (1) 委託業務の名称
熊本県農業農村整備事業情報システム開発業務委託
- (2) 委託業務の内容
入札説明書及び仕様書のとおり。
- (3) 委託期間
契約締結の日から平成 21 年 3 月 30 日まで
- (4) 入札方法
ア 入札金額は、熊本県農業農村整備事業情報システム開発業務委託に要する費用とする。
イ 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
ウ 入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和 39 年熊本県告示第 420 号）の規定を準用する。
エ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。

2 入札に参加できる者

- 入札参加に当たっては、次に掲げる要件のすべてを満たす者であること。
- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成 18 年熊本県告示第 521 号。以下「要綱」という。）による審査のうえ、有資格者として業務委託等（17）情報処理業務（①情報システム全般の設計、開発、維持管理）に登録された者であること。
 - (2) 過去 5 年以内に、仕様書に記載している業務内容のうち、開発するシステムのいずれかと類似したシステムの開発業務を国又は地方公共団体から受注し開発した実績があること。
 - (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
 - (4) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。
 - (5) 5 の（3）のアの時点において熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成 14 年熊本県告示第 811 号）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でないこと。

3 競争入札参加資格確認申請書の提出

本競争入札に参加を希望する者は、2 の（2）の資格要件の確認を行うため、次により競争入札参加資格確認申請書を提出し、競争入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。

- (1) 提出期間
平成 19 年 9 月 12 日（水）から平成 19 年 10 月 5 日（金）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。
- (2) 提出場所
4 に記載のとおり
- (3) 提出方法
4 に記載の場所に持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
- (4) 入札参加資格確認結果の通知
入札参加資格確認の結果は、資格確認結果通知書により通知する。

4 契約条項を示す場所

熊本県農林水産部農村計画・技術管理課技術管理室農業土木技術班（熊本県庁行政棟本館 9 階）

郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号

電話 096-383-1111 内線 5462 ダイヤルイン 096-333-2425

5 入札手続等

- (1) 入札に関する事務を担当する部局の名称
4 に記載のとおり
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び場所
ア 交付期間
平成 19 年 9 月 12 日（水）から平成 19 年 10 月 25 日（木）までの日（県の休日を

除く。)の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。

- イ 交付場所
4 に記載のとおり
- (3) 入札及び開札の日時及び場所
- ア 日時
平成 19 年 10 月 26 日 (金) 午後 2 時から
- イ 場所
熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号 熊本県庁行政棟本館 9 階 903 会議室
- ウ その他
開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行うものとする。この場合において、入札者又は代理人がこれに立ち会わないときは、当該入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせてこれを行う。
- (4) 入札書の提出方法
5 の (3) 記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは、4 に記載の場所に平成 19 年 10 月 25 日 (木) 午後 5 時までに必着するよう郵送 (書留郵便に限る。) すること。
- 6 その他
- (1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 入札保証金
入札に参加しようとする者は、見積もった契約希望金額の 100 分の 5 以上の金額を 5 の (4) 記載の入札の日時までに納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
- ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
- イ 入札に参加しようとする者が、過去 2 年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき (その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。)
- (3) 無効の入札
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
- ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- イ 委任状を提出しない代理人のした入札
- ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者のした入札
- エ 記名押印を欠く入札
- オ 金額を訂正した入札
- カ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- キ 明らかに連合によると認められる入札
- ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は 2 人以上の代理をした者の入札
- ケ 2 以上の意思表示をした入札
- コ 民法 (明治 29 年法律第 89 号) 第 95 条の規定に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- サ その他入札に関する条件に違反した入札
- (4) 落札者の決定方法
有効な入札書を提出したもので、予定価格の制限内の範囲内で最低の価格を持って申込みをしたものを落札者とする。
ただし、地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 10 第 1 項の規定に基づき、低入札価格については一定の基準を設けているため、その基準を下回った価格で入札を行ったものは、最低の価格を持って申込みをした者であっても落札者とはならない場合がある。
- (5) 最低制限価格
設定しない。
- (6) 契約の締結
- ア 契約書作成の要否
要
- イ 契約の締結期限
落札者決定の日から 14 日以内とする。
- ウ 落札者からの契約締結の申出期限
落札者決定の日から 7 日以内とする。
- (7) 契約保証金
契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。
- ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被

保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 契約しようとする者が、過去 2 年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき。(その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。)

(8) その他詳細は、入札説明書による。

(9) この調達は、世界貿易機関 (WTO) に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

7 Summary

(1) Subject matter of the contract:

Agricultural infrastructure improvement and rural development Information System for Kumamoto Prefecture

(2) Period of commission:

From the day of contract through March 30,2009

(3) Date and place to submit bidding proposal:

Date:2:00p.m.,October 26,2007

Place:Room No.903(9th floor of Kumamoto Prefectural Government Main Building)

(4) Postal deadline to submit bidding proposal:

October 25,2007,5:00p.m.

(5) Language and currency to be used for bidding:

Language:Japanese

Currency:Japanese currency only

(6) Contact information:

Accounting Division

Treasury Bureau

Kumamoto Prefectural Government International Affairs Division

6-18-1 Suizenji,Kumamoto City 862-8570,JAPAN

Phone:096-383-1111(Ext.5462) (direct dialing:096-333-2425)

熊本県公告第 750 号

都市計画法 (昭和 43 年法律第 100 号) 第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 20 条第 1 項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 20 条第 2 項の規定により、次のように公衆の縦覧に供する。

平成 19 年 9 月 12 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 都市計画の種類
宇土都市計画用途地域 (宇土市)
- 2 都市計画の図書の写しの縦覧場所
熊本県土木部都市計画課

熊本県公告第 751 号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成 19 年 9 月 12 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 競争入札に付する事項
 - (1) 借入物品及び数量
ネットワーク監視用サーバ等 一式
 - (2) 借入物品の規格及び品質等
入札説明書及び要求仕様書のとおり
 - (3) 借入期間
平成 20 年 1 月 1 日から平成 24 年 9 月 30 日まで
 - (4) 納入期限
平成 19 年 12 月 28 日
 - (5) 納入場所
要求仕様書のとおり
 - (6) 入札方法
 - ア 入札金額は、1 か月当たりの賃貸借料とする。見積りに当たっては 57 月賃貸借料率で計算すること。
 - イ 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額 (当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。) をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
 - ウ 入札説明書及び要求仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得 (昭和 39 年熊本県告示第 420 号) の規定を準用する。

- エ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。
- 2 入札参加資格
次に掲げる条件をすべて満たす者であること。
- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成 18 年熊本県告示第 521 号）による審査のうえ、入札参加資格を有すると決定された者であること。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
- (3) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。
- (4) 5 の（4）の入札の時点において熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成 14 年熊本県告示第 811 号）による指名停止期間中でないこと。
- 3 競争入札参加資格確認申請書の提出
本競争入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加資格確認申請書を提出し、競争入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。
- (1) 提出期間
平成 19 年 9 月 12 日（水）から平成 19 年 9 月 21 日（金）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。
- (2) 提出場所
4 に記載のとおり
- (3) 提出方法
4 に記載の場所に持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
- (4) 入札参加資格確認結果の通知
入札参加資格確認の結果は、資格確認結果通知書により通知する。
- 4 契約条項を示す場所
熊本県地域振興部情報企画課管理班（県庁行政棟新館 9 階）
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
電話 096-333-2143（ダイヤルイン）
- 5 入札手続等
- (1) 入札に関する事務を担当する部局の名称
4 に記載のとおり
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び場所
ア 交付期間
平成 19 年 9 月 12 日（水）から平成 19 年 9 月 27 日（木）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。
イ 交付場所
4 に記載のとおり
- (3) 入札説明会の日時及び場所
ア 日時
平成 19 年 9 月 14 日（金）午後 3 時 30 分から
イ 場所
熊本県地域振興部情報企画課内（県庁行政棟新館 9 階）
- (4) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時
平成 19 年 9 月 28 日（金）午後 1 時 30 分から
イ 場所
熊本県地域振興部情報企画課内（県庁行政棟新館 9 階）
- (5) 入札書の提出方法
5 の（4）記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは、4 に記載の場所に平成 19 年 9 月 27 日（木）までに必着するよう郵送（書留郵便に限る。）すること。
- 6 その他
- (1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 入札保証金
入札に参加しようとする者は、見積もった 1 月当たりの額に借入期間月数（57 月）を乗じた額の 100 分の 5 以上の金額を 5 の（4）記載の入札の日時までに納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
イ 入札に参加しようとする者が、過去 2 年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が落

- 札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。)
- (3) 無効の入札
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札
イ 委任状を提出しない代理人のした入札
ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者のした入札
エ 記名押印を欠く入札
オ 金額を訂正した入札
カ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
キ 明らかに連合によると認められる入札
ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は 2 人以上の代理をした者の入札
ケ 2 以上の意思表示をした入札
コ 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 95 条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
サ その他入札に関する条件に違反した入札
- (4) 落札者の決定方法
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- (5) 最低制限価格
設定しない。
- (6) 契約の締結
ア 契約書作成の要否
イ 契約の締結期限
落札者決定の日から 14 日以内とする。
ウ 落札者からの契約締結の申出期限
落札者決定の日から 7 日以内とする。
- (7) 契約保証金
契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額（一月当りの賃貸借料）に借入期間月数（57 月）を乗じた額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。
ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とす履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
イ 契約しようとする者が、過去 2 年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。)
- (8) その他詳細は、入札説明書による。

熊本県公告第 752 号

城南都市計画事業城南町中央土地区画整理事業の事業計画の変更について、土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第 39 条第 1 項の規定により認可したので、同条第 4 項の規定により公告する。

平成 19 年 9 月 12 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 組合の名称 城南町中央土地区画整理組合
- 2 事業施行期間 平成 10 年 10 月 8 日から平成 25 年 3 月 31 日まで
- 3 施行地区
熊本県下益城郡城南町大字今吉野字上中須の全部
同町大字今吉野字東原、字中原、及び字西原の各一部
同町大字宮地字鬼熊、字宮本、字新御堂及び字溝口の各一部
同町大字舞原字今原の一部
同町大字隈庄字松ノ平の一部
- 4 事務所の所在地 下益城郡城南町大字宮地 1437 番地 1
- 5 設立認可の年月日 平成 10 年 10 月 8 日
- 6 変更認可の年月日 平成 19 年 9 月 4 日

登 載 依 頼

公立大学法人熊本県立大学公告第 1 号

地方独立行政法人法第 34 条第 4 項の規定に基づき、平成 18 事業年度に係る財務諸表を
次のとおり公告する。

平成 19 年 9 月 12 日

公立大学法人熊本県立大学
理事長 蓑 茂 壽 太 郎

貸借対照表
(平成19年3月31日)

資産の部			(単位：円)
I 固定資産			
1 有形固定資産			
土地		9,125,000,000	
建物	3,041,185,000		
減価償却累計額	△ 125,055,347	2,916,129,653	
構築物	18,457,000		
減価償却累計額	△ 791,926	17,665,074	
工具器具備品	361,441,735		
減価償却累計額	△ 127,264,400	234,177,335	
図書		896,827,908	
美術品・收藏品		29,200,000	
有形固定資産合計		<u>13,218,999,970</u>	
2 無形固定資産			
電話加入権		352,000	
無形固定資産合計		<u>352,000</u>	
3 投資その他の資産			
差入敷金・保証金		813,450	
その他		14,680	
投資その他の資産合計		<u>828,130</u>	
固定資産合計			13,220,180,100
II 流動資産			
現金及び預金		363,892,095	
未収学生納付金収入	1,831,700		
徴収不能引当金	△ 335,000	1,496,700	
その他未収金		18,433,475	
たな卸資産		937,443	
前払費用		440,034	
仮払金		1,811,028	
流動資産合計			<u>387,010,775</u>
資産合計			<u><u>13,607,190,875</u></u>

(単位：円)

負債の部

I 固定負債

資産見返負債

資産見返運営費交付金等 90,880,247

資産見返寄附金 1,643,695

資産見返物品受贈額 965,980,012 1,058,503,954長期未払金 26,748,522

固定負債合計 1,085,252,476

II 流動負債

寄附金債務 20,774,375

前受金 178,200

預り科学研究費補助金等 2,444,966

預り金 12,277,341

未払金 332,324,476

未払費用 2,507,984

未払消費税等 1,898,100流動負債合計 372,405,442

負債合計 1,457,657,918

資本の部

I 資本金

地方公共団体出資金 12,166,185,000

資本金合計 12,166,185,000

II 資本剰余金

資本剰余金 29,552,000

損益外減価償却累計額(一) △ 125,055,347

資本剰余金合計 △ 95,503,347

III 利益剰余金

当期末処分利益 78,851,304

(うち当期総利益) (78,851,304)利益剰余金合計 78,851,304資本合計 12,149,532,957負債資本合計 13,607,190,875

注) 運営費交付金から充当されるべき退職給付見積額 736,476,022 円
 (熊本県からの派遣職員に対する退職給付見積額は上記金額から除いています。)

損 益 計 算 書

(平成18年4月1日～平成19年3月31日)

		(単位：円)	
経常費用			
業務費			
教育経費	376,988,931		
研究経費	135,211,249		
教育研究支援経費	157,827,239		
受託研究費	64,897,105		
受託事業費	5,741,265		
役員人件費	65,573,904		
教員人件費	1,060,166,742		
職員人件費	356,984,598	2,223,391,033	
一般管理費		155,083,498	
財務費用			
支払利息	4,887,067	4,887,067	
雑損			134,200
経常費用			2,383,495,798
経常収益			
運営費交付金収益		1,048,493,000	
授業料収益			
授業料収益	1,057,424,068		
公開講座等収益	2,540,000	1,059,964,068	
入学金収益		141,643,800	
検定料収益		38,872,000	
受託研究等収益			
国又は地方公共団体からの受託研究等収益	14,175,000		
その他の団体からの受託研究等収益	50,737,000	64,912,000	
受託事業等収益			
国又は地方公共団体からの受託研究等収益	5,830,000	5,830,000	
寄附金収益		18,879,061	
資産見返負債戻入			
資産見返運営費交付金等戻入	887,235		
資産見返寄附金戻入	36,048		
資産見返物品受贈額戻入	59,880,406	60,803,689	
財務収益			
受取利息	251,068		
その他の収益	72	251,140	
雑益			
財産貸付料収入	8,712,287		
手数料収入	405,600		
その他雑益	12,586,214	21,704,101	
経常収益			2,461,352,859
経常利益			77,857,061
臨時損失			
災害損失		16,295,867	
その他臨時損失		177,162,778	193,458,645
臨時利益			
損害保険金収入		16,282,862	
その他臨時利益		178,170,026	194,452,888
当期純利益			78,851,304
当期総利益			78,851,304

キャッシュ・フロー計算書
(平成18年4月1日～平成19年3月31日)

(単位：円)

I	業務活動によるキャッシュ・フロー	
	原材料、商品又はサービスの購入による支出	△ 494,996,084
	人件費支出	△ 1,414,490,599
	その他の業務支出	△ 115,039,832
	運営費交付金収入	1,086,393,000
	授業料収入	1,086,777,250
	入学金収入	141,643,800
	検定料収入	38,872,000
	受託研究等収入	48,615,000
	受託事業等収入	4,130,000
	寄附金収入	39,661,735
	預り金の純増加額	12,277,341
	預り科研費の純増加額	2,444,966
	その他収入	40,462,698
	業務活動によるキャッシュ・フロー	<u>476,751,275</u>
II	投資活動によるキャッシュ・フロー	
	有形固定資産及び無形固定資産取得による支出	△ 41,339,388
	小計	<u>△ 41,339,388</u>
	利息の受取額	251,068
	投資活動によるキャッシュ・フロー	<u>△ 41,088,320</u>
III	財務活動によるキャッシュ・フロー	
	リース債務償還による支出	<u>△ 66,883,793</u>
	小計	<u>△ 66,883,793</u>
	利息の支払額	△ 4,887,067
	財務活動によるキャッシュ・フロー	<u>△ 71,770,860</u>
IV	資金増加額	363,892,095
V	資金期首残高	<u>0</u>
VI	資金期末残高	<u><u>363,892,095</u></u>

注 記 事 項

(単位：円)

1. 資金の期末残高の貸借対照表科目別の内訳

現金及び預金	363,892,095
資金期末残高	363,892,095

2. 重要な非資金取引

(1) 現物出資の受入による資産の取得	12,166,185,000
(2) 無償譲与による資産の取得	1,025,860,418
(3) 無償譲与による消耗品等の取得	178,170,026
(4) ファイナンス・リースによる資産の取得	157,326,382
(5) 現物寄附の受入による資産・消耗品の取得	1,671,444

3. 当期に承継した寄附金債務に見合う資金の額 14,811,735円は、寄附金収入に含まれております。

利益の処分にに関する書類
第一期事業年度
(平成18年4月1日～平成19年3月31日)

(単位：円)

I	当期未処分利益			78,851,304
	当期総利益	78,851,304		
II	利益処分類			
	地方独立行政法人法第40条第3項 により設立団体の長の承認を受けよ うとする額			
	教育研究等環境整備目的積立金	78,851,304	<u>78,851,304</u>	<u>78,851,304</u>

行政サービス実施コスト計算書
(平成18年4月1日～平成19年3月31日)

		(単位：円)
I	業務費用	
	(1) 損益計算書上の費用	
	業務費	2,223,391,033
	一般管理費	155,083,498
	財務費用	4,887,067
	雑損	134,200
	臨時損失	193,458,645
		2,576,954,443
	(2) (控除) 自己収入等	
	授業料収益	△ 1,057,424,068
	公開講座等収益	△ 2,540,000
	入学金収益	△ 141,643,800
	検定料収益	△ 38,872,000
	受託研究等収益	△ 64,912,000
	受託事業等収益	△ 5,830,000
	寄附金収益	△ 18,879,061
	財務収益	△ 251,140
	雑益	△ 20,744,101
	資産見返運営費交付金等戻入	△ 288,746
	資産見返寄附金戻入	△ 36,048
	臨時利益	△ 16,282,862
		△ 1,367,703,826
	業務費用合計	1,209,250,617
II	損益外減価償却等相当額	
	損益外減価償却相当額	125,055,347
		125,055,347
III	引当外退職給付増加見積額	81,947,125
IV	機会費用	
	国又は地方公共団体の無償又は減額された使用料による賃借取引の機会費用	0
	地方公共団体出資の機会費用	200,197,953
	無利子又は通常よりも有利な条件による融資取引の機会費用	0
		200,197,953
V	(控除) 設立団体納付額	0
VI	行政サービス実施コスト	<u>1,616,451,042</u>

- 注) 1. 引当外退職給付増加見積額には、熊本県からの派遣職員に係るもの23,604,849円が含まれております。
2. 地方公共団体出資の機会費用の計算に使用した利率
新発10年国債の平成19年3月末利回りを参考に1.65%で計算しております。

注 記

(重要な会計方針)

1. 運営費交付金収益及び授業料収益の計上基準

期間進行基準を採用しております。
なお、退職一時金については費用進行基準を採用しております。

2. 減価償却の会計処理方法

有形固定資産

定額法を採用しております。

耐用年数については、法人税法上の耐用年数を基準とし、県から承継した固定資産については見積耐用年数により、受託研究収入により購入した償却資産については、当該受託研究期間を耐用年数としております。なお、主な資産の耐用年数は以下のとおりであります。

建	物	4	～	34	年
構	築	10	～	34	年
工	具	1	～	15	年
	器				
	具				
	備				
	品				

また、特定の償却資産（地方独立行政法人会計基準第 8 4）の減価償却相当額については、損益外減価償却累計額として資本剰余金から控除して表示しております。

3. 退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準

退職一時金については、運営費交付金により財源措置がなされるため、退職給付に係る引当金は計上しておりません。

なお、行政サービス実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額は、地方独立行政法人会計基準第 8 5 第 4 項に基づき計算された退職一時金に係る退職給付引当金の当期増加額を計上しております。

4. 徴収不能引当金の計上基準

将来の授業料の滞納による損失に備えるため、授業料の滞納に係る回収可能性を個別に勘案して計上しております。

5. たな卸資産の評価基準及び評価方法

最終仕入原価法による原価法により評価しております。

6. 行政サービス実施コスト計算書における機会費用の計上方法

地方公共団体出資の機会費用の計算に使用した利率

新発 10 年国債の平成 19 年 3 月末利回りを参考に 1.65% で計算しております。

7. リース取引の会計処理

リース料総額が 300 万円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

8. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。

9. 財務諸表の表示単位

全て円単位により表示しております。

(重要な債務負担行為)

該当事項はありません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

附 属 明 細 書

(1) 固定資産の取得及び処分並びに減価償却費（「第84 特定の償却資産の減価に係る会計処理」による損益外減価償却相当額も含む。）の明細

(単位：円)

資産の種類	期首 残高	当期 増加額	当期 減少額	期末 残高	減価償却累計額		差引当期末 残高	摘 要	
						当期償却額			
有形固定資産 (特定償却資産)	建 物	3,041,185,000	-	-	3,041,185,000	125,055,347	125,055,347	2,916,129,653	
	構 築 物	-	-	-	-	-	-	-	
	工 具 器 具 備 品	-	-	-	-	-	-	-	
	計	3,041,185,000	-	-	3,041,185,000	125,055,347	125,055,347	2,916,129,653	
有形固定資産 (特定償却資産以外)	建 物	-	-	-	-	-	-	-	
	構 築 物	14,047,000	4,410,000	-	18,457,000	791,926	791,926	17,665,074	
	工 具 器 具 備 品	294,871,535	66,570,200	-	361,441,735	127,264,400	127,264,400	234,177,335	
	図 書	864,097,815	32,875,355	145,262	896,827,908	-	-	896,827,908	
	計	1,173,016,350	103,855,555	145,262	1,276,726,643	128,056,326	128,056,326	1,148,670,317	
非償却資産	土 地	9,125,000,000	-	-	9,125,000,000	-	-	9,125,000,000	
	美術品・收藏品	29,200,000	-	-	29,200,000	-	-	29,200,000	
	建設仮勘定	-	-	-	-	-	-	-	
	計	9,154,200,000	-	-	9,154,200,000	-	-	9,154,200,000	
有形固定資産 合計	土 地	9,125,000,000	-	-	9,125,000,000	-	-	9,125,000,000	
	建 物	3,041,185,000	-	-	3,041,185,000	125,055,347	125,055,347	2,916,129,653	
	構 築 物	14,047,000	4,410,000	-	18,457,000	791,926	791,926	17,665,074	
	工 具 器 具 備 品	294,871,535	66,570,200	-	361,441,735	127,264,400	127,264,400	234,177,335	
	図 書	864,097,815	32,875,355	145,262	896,827,908	-	-	896,827,908	
	美術品・收藏品	29,200,000	-	-	29,200,000	-	-	29,200,000	
	建設仮勘定	-	-	-	-	-	-	-	
	計	13,368,401,350	103,855,555	145,262	13,472,111,643	253,111,673	253,111,673	13,218,999,970	
無形固定資産	電 話 加 入 権	352,000	-	-	352,000	-	-	352,000	
	計	352,000	-	-	352,000	-	-	352,000	
投資その他の 資産	差入敷金・保証金	825,450	198,000	210,000	813,450	-	-	813,450	
	そ の 他	-	14,680	-	14,680	-	-	14,680	
	計	825,450	212,680	210,000	828,130	-	-	828,130	

注) 期首残高には熊本県から現物出資された土地9,125,000,000円、建物3,041,185,000円及び無償譲与された構築物14,047,000円、工具器具備品294,871,535円、図書864,097,815円、美術品・收藏品29,200,000円、電話加入権352,000円及び差入敷金・保証金825,450円を記載しています。

(2) たな卸資産の明細

(単位：円)

種 類	期首残高	当期増加額		当期減少額		期末残高	摘 要
		当期購入	その他	払出	その他		
貯 蔵 品 (切 手)	998,228	4,913,390	0	4,974,175	0	937,443	
貯蔵品(バス回数券)	9,020	0	0	9,020	0	0	
計	1,007,248	4,913,390	0	4,983,195	0	937,443	

注) 期首残高には熊本県から無償譲与された貯蔵品を記載しています。

(3) 有価証券の明細

(3) - 1 流動資産として計上された有価証券

該当事項はありません。

(3) - 2 投資その他の資産として計上された有価証券

該当事項はありません。

(4) 長期貸付金の明細

該当事項はありません。

(5) 長期借入金の明細

該当事項はありません。

(6) 引当金の明細

(6) - 1 引当金の明細

貸付金等に対する貸倒引当金以外の引当金はありません。

(6) - 2 貸付金等に対する貸倒引当金の明細

(単位：円)

区 分	貸付金等の残高			貸倒引当金の残高			摘 要
	期首残高	当期増加額	期末残高	期首残高	当期増加額	期末残高	
未収学生納付金収入 (徴収不能引当金)	0	1,831,700	1,831,700	0	335,000	335,000	注)
計	0	1,831,700	1,831,700	0	335,000	335,000	

注) 徴収不能引当金は、授業料の滞納にかかる回収可能性を個別に勘案して計上しています。

(7) 保証債務の明細

該当事項はありません。

(8) 資本金及び資本剰余金の明細

(単位：円)

区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘要	
資本金	地方公共団体出資金	12,166,185,000	0	0	12,166,185,000	注) 1
	計	12,166,185,000	0	0	12,166,185,000	
資本剰余金	資本剰余金	0	0	0	0	
	無償譲与	29,552,000	0	0	29,552,000	注) 2
	計	29,552,000	0	0	29,552,000	
	損益外減価償却累計額	0	△125,055,347	0	△125,055,347	
	差引計	29,552,000	△125,055,347	0	△95,503,347	

注) 1 設立団体(熊本県)からの現物出資によるものです。

注) 2 設立団体(熊本県)からの無償譲与によるものです。

(9) 積立金等の明細及び目的積立金の取崩しの明細

(9) - 1 積立金等の明細及び目的積立金の取崩しの明細

該当事項はありません。

(9) - 2 目的積立金等の取崩しの明細

該当事項はありません。

(10) 運営費交付金債務及び運営費交付金収益の明細

(10) - 1 運営費交付金債務

(単位：円)

交付年度	期首残高	交付金 当期交付額	当 期 振 替 額			期 末 残 高	
			運 営 費 交 付 金 運 収	資 産 見 返 運 営 費 交 付 金	資 本 剰 余 金 小 計		
平成18年度	0	1,086,393,000	1,048,493,000	37,900,000	0	1,086,393,000	0
合 計	0	1,086,393,000	1,048,493,000	37,900,000	0	1,086,393,000	0

(10) - 2 運営費交付金収益

(単位：円)

業務等区分	18年度交付分	合計
費用進行基準	71,116,000	71,116,000
期間進行基準	977,377,000	977,377,000
合 計	1,048,493,000	1,048,493,000

(11) 地方公共団体等からの財源措置の明細

(11) - 1 施設費の明細

該当事項はありません。

(11) - 2 補助金等の明細

該当事項はありません。

(12) 役員及び教職員の給与の明細

(単位:円、人)

区分		報酬又は給与		退職給付	
		支給額	支給人員	支給額	支給人員
役員	常勤	(29,753,487) 59,871,322	4	(0) 0	0
	非常勤	() 660,000	1	() 0	0
	計	(29,753,487) 60,531,322	5	(0) 0	0
教職員	常勤	(741,850,736) 1,068,066,489	132	(77,928,990) 77,928,990	7
	非常勤	() 131,242,984	137	() 0	0
	計	(741,850,736) 1,199,309,473	269	(77,928,990) 77,928,990	7
合計	常勤	(771,604,223) 1,127,937,811	136	(77,928,990) 77,928,990	7
	非常勤	(0) 131,902,984	138	(0) 0	0
	計	(771,604,223) 1,259,840,795	274	(77,928,990) 77,928,990	7

注) 1 役員に対する報酬は、公立大学法人熊本県立大学の役員の給与に関する規則に基づき支給しております。

注) 2 教職員に対する給与は、公立大学法人熊本県立大学職員給与規則及び公立大学法人熊本県立大学非常勤職員就業規則に基づき支給しております。

注) 3 教職員に対する退職手当は、公立大学法人熊本県立大学職員退職手当規則に基づき支給しております。

注) 4 役員及び教職員の報酬又は給与の支給人員数は、年間平均支給人員数を記載しております。

注) 5 支給額欄の上段括弧内の金額は、承継職員等に係る支給額を内数で記載しております。

注) 6 上記明細には法定福利費は含まれておりません。

注) 7 上記明細には受託研究費等及び受託事業費等による人件費は含まれておりません。

(13) 開示すべきセグメント情報

該当事項はありません。

(14) 業務費及び一般管理費の明細

(単位：円)

業務費		
教育経費		
消耗品費	42,182,310	
備品費	27,342,193	
印刷製本費	15,086,122	
水道光熱費	55,869,562	
旅費交通費	13,565,514	
通信運搬費	328,591	
賃借料	12,988,144	
保守費	68,015,099	
修繕費	12,308,414	
広告宣伝費	6,431,615	
行事費	1,963,570	
諸会費	564,880	
会議費	140,900	
報酬・委託・手数料	17,952,102	
奨学費	22,860,800	
減価償却費	77,832,526	
徴収不能引当金繰入額	335,000	
交際費	40,000	
雑費	1,181,589	376,988,931
研究経費		
消耗品費	40,291,229	
備品費	5,147,967	
印刷製本費	2,945,870	
水道光熱費	11,326,298	
旅費交通費	29,660,451	
通信運搬費	2,868,082	
賃借料	147,300	
車両燃料費	88,524	
保守費	8,219,820	
修繕費	2,652,322	
損害保険料	28,379	
諸会費	2,432,174	
報酬・委託・手数料	3,372,103	
銀行手数料	12,480	
減価償却費	25,839,194	
雑費	179,056	135,211,249
教育研究支援経費		
消耗品費	28,038,514	
備品費	4,753,620	
印刷製本費	2,078,375	
水道光熱費	14,550,132	
旅費交通費	1,528,961	
通信運搬費	2,930,136	
賃借料	74,324,354	
保守費	10,473,708	
修繕費	2,568,815	
損害保険料	3,250	
広告宣伝費	120,750	
行事費	61,090	
諸会費	77,300	
報酬・委託・手数料	7,264,013	
減価償却費	8,944,496	
雑費	109,725	157,827,239
受託研究費		
非常勤職員給与	17,165,019	
消耗品費	24,902,527	
備品費	504,079	
印刷製本費	684,425	
水道光熱費	9,547,018	
旅費交通費	4,052,010	
通信運搬費	3,500	
修繕費	338,535	
諸会費	199,611	
会議費	61,200	
報酬・委託・手数料	7,439,181	64,897,105

(単位：円)

受託事業費			
非常勤職員給与		607,282	
消耗品費		3,320,064	
印刷製本費		336,000	
旅費交通費		937,644	
通信運搬費		13,680	
賃借料		28,000	
会議費		24,000	
報酬・委託・手数料		474,595	5,741,265
役員人件費			
役員報酬		43,176,000	
賞与		17,210,122	
法定福利費		5,042,582	
通勤手当		145,200	65,573,904
教員人件費			
常勤教員給与			
給料	595,603,546		
賞与	230,123,552		
退職給付費用	77,928,990		
法定福利費	103,433,775		
通勤手当	5,546,724	1,012,636,587	
非常勤教員給与			
給料	47,386,840		
法定福利費	143,315	47,530,155	1,060,166,742
職員人件費			
常勤職員給与			
給料	174,233,419		
賞与	60,846,748		
法定福利費	26,018,081		
通勤手当	1,712,500	262,810,748	
非常勤職員給与			
給料	83,856,144		
法定福利費	10,317,706	94,173,850	356,984,598
一般管理費			
一般管理費			
消耗品費		13,160,193	
備品費		4,247,250	
印刷製本費		1,849,903	
水道光熱費		16,629,677	
旅費交通費		5,071,917	
通信運搬費		8,508,721	
賃借料		7,278,614	
車両燃料費		180,540	
福利厚生費		689,896	
保守費		49,112,505	
修繕費		7,367,811	
損害保険料		3,985,960	
行事費		87,885	
諸会費		2,421,969	
報酬・委託・手数料		14,994,202	
銀行手数料		1,533,454	
租税公課		1,898,100	
減価償却費		15,440,110	
交際費		129,774	
雑費		495,017	155,083,498

(15) 上記以外の主な資産、負債、費用及び収益の明細

① 現金及び預金の明細

(単位：円)

区 分	金 額	摘 要
現 金	0	
預 金	363,892,095	
合 計	363,892,095	

② 寄附金の明細

(単位：円)

区分	当期受入	件数(件)	摘要
使途特定寄附金	24,850,000	18	
設立団体からの承継 (寄附金債務分)	14,811,735	1	
合計	39,661,735	19	

③ 受託研究の明細

(単位：円)

区分	期首残	当期受入額	収益化対象額	期末残高
受託研究	0	64,912,000	64,912,000	0
合計	0	64,912,000	64,912,000	0

④ 受託事業の明細

(単位：円)

区分	期首残	当期受入額	収益化対象額	期末残高
受託事業	0	5,830,000	5,830,000	0
合計	0	5,830,000	5,830,000	0

⑤ 科学研究費補助金の明細

(単位：円)

種 目	当期受入	件数	摘要
基盤研究(A)	(2,000,000) 0	1	
基盤研究(B)	(10,550,000) 960,000	4	
基盤研究(C)	(6,800,000) 0	5	
萌芽研究	(3,400,000) 0	1	
若手研究(A)	(0) 0	0	
若手研究(B)	(6,480,105) 0	7	
若手研究 (スタートアップ)	(1,280,000) 0	1	
特別研究員奨励費	(1,800,000) 0	2	
合計	(32,310,105) 960,000	21	

注) 間接経費相当額を記載し、直接経費相当額については、外数として()内に記載しております。

⑥ 未払金及び長期未払金の明細

(単位：円)

区 分	金 額	
未 払 金	固 定 資 産	51,499,723
	人 件 費	86,169,084
	リース未払金	63,694,067
	そ の 他	130,961,602
	小 計	332,324,476
長期未払金	リース債務	26,748,522
合 計		359,072,998

⑦ 資産見返物品受贈額の明細

(単位：円)

区 分	期首承継	資産見返物品受贈額戻入	残 高
構 築 物 に 係 る 分	14,047,000	723,678	13,323,322
工 具 器 具 備 品 に 係 る 分	146,890,153	58,801,466	88,088,687
図 書 に 係 る 分	864,097,815	145,262	863,952,553
差 入 敷 金 に 係 る 分	825,450	210,000	615,450
合 計	1,025,860,418	59,880,406	965,980,012

天草不知火海区漁業調整委員会指示第 131 号

天草海における手繰第 1 種手繰網漁業の操業に係る制限について、漁場利用の適正化を図るため、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 67 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり指示する。

平成 19 年 9 月 12 日

天草不知火海区漁業調整委員会会長 宮 本 勝

1 指示の内容

(1) 制限の対象となる漁業種類

天草海を操業区域とする手繰第 1 種手繰網漁業

(2) 制限する内容

ア 一本釣り漁業及びはえなわ漁業（浮きはえなわ漁業を除く。）の操業を妨げてはならない。

イ 網口（荒手網前端）から 5 メートル以内に、高さ 1 メートル以内の手木を付けなければならない。

ウ 手木（手木に付ける股網の長さは、片側 1.5 メートル以内）からの曳網は片袖 1 本でなければならない。

エ 網丈の最大の高さ（袖網と袋網との接合部における網丈）は、15 メートル以内でなければならない。

オ 沈子網は、グランドロープ（チェーン又はワイヤーロープにストランドロープ又は古網を巻いたもの）でなければならない。

2 指示の期間

平成 19 年 10 月 1 日から平成 20 年 5 月 31 日まで